

合志市社会福祉協議会広報紙制作支援業務委託

仕 様 書

社会福祉法人 合志市社会福祉協議会

1 業務名

合志市社会福祉協議会広報紙制作支援業務委託

2 履行場所

合志市地内とする。ただし、合志市社会福祉協議会（以下「社協」という）が認める場合はこの限りではない

3 履行期間

契約締結の日の翌日から令和7年3月31日まで

4 業務概要

本業務は、「広報紙ほっとライン」の業務委託期間が令和3年度をもって終了することから、継続的な地域福祉推進を図るため、合志市民に対してよりわかりやすく地域福祉の各種事業及び地域福祉の増進に関する情報等を発信することへの支援を行う。

5 業務内容

(1) 「広報紙ほっとライン」の作成

- ①社協が運営する各種事業に関する情報発信（事業紹介、募集、結果報告等）
- ②社協が地域住民と協働で実施する各種事業の紹介
- ③地域福祉に関する住民お役立ち情報
- ④赤い羽根共同募金に係る各種事業紹介
- ⑤日本赤十字社に係る各種事業紹介
- ⑥行事・相談日等のカレンダー
- ⑦上記内容紙面の印刷

(2) 「広報紙ほっとライン」に関する企画・運用支援

① 取材の同行

地域に根ざした助け合い・支え合いの活動を進めていくために、広報誌で掲載する事業について必要な場合は事業に同行し、取材や写真撮影等を行い、情報発信の際の分析等を行う。

② 会議等の運営支援（企画会議及び広報委員会の運営参画や活動支援）

会議にて依頼する業務は、会議資料作成（原稿素案等）、会議の運営支援、会議録作成（簡易なもので構わない）とする。

- ・企画会議後は速やかに作業指示書を作成し提出すること。
- ・会議開催回数は月1回とし、進捗状況により増加する可能性もあることを想定し

ておくこと。

③ 計画策定支援

企画会議後での意見や取材・調査の結果、合志市を取り巻く社会情勢・経済情勢及び周辺地域の特性を的確にとらえるとともに、地域福祉に関連する種々の制度・対策との整合性を保つなどして、市民にとって分かりやすく手にとって見やすい表現に努めるよう事務局との協議を重ねながら実情に即した広報紙面の素案を作成すること。

6 成果品及び仕様詳細

① 発行回数 年間12回（毎月第4木曜日）発行

② 発行部数 1回あたり21,000部

※ 世帯数の増加により年間200～300部程度の変動がある

- ③ 納品場所
- I 合志市役所合志庁舎（区長便棚）
 - II 合志市役所総務課
 - III 総合センターヴィーブル 生活支援相談センター
 - IV 保健福祉センター ふれあい館

④ 納品方法

【広報紙本体】 市役所への納品において受託者は、市の区長便による配布用として、市が指示する配布名簿に基づき行政区ごとの数量に仕分けて納品すること。ただし、仕分ける数量は行政区の世帯数の増減により変動するため、毎回印刷工程時に合志市総務課へ確認すること。その際、発行部数の変更が必要な時は本会に連絡すること。

その他納品場所の部数については以下の通りとする。ただし、状況により変動する場合あり。

II 合志市役所総務課	20部
III 総合センターヴィーブル 生活支援相談センター	160部
IV 保健福祉センター ふれあい館	残部

【梱包方法】 梱包については、100部ずつ同様の包装紙で包むこと。また、行政区ごとの端数分については、ラベルを貼ったもの別に梱包すること。

【PDFデータ】 本会ホームページ等にて使用するため、Eメール又はCD等の媒体により広報紙本体と共に納品すること。

⑤ 規 格 通常A4サイズ（右綴じ）綴じ穴2穴
8頁 全頁フルカラー
紙質については現行を基準とする。

⑥ 入稿方法 本会と協議し決定する（現在は、クラウドストレージのOneDrive、Chatworkを使用）

- ⑦ 制作期間 発行日前30～45日を基準とする
- ⑧ 校正回数 最低3回を基準とし、緊急性のある場合等は随時修正できるものとする。
なお、納品日の7日前まで修正を可能とする。
- ⑨ 印刷工程期間 7日以内を基本とし、短期間で印刷できるものとする。
- ⑩ 見積方法 前項の仕様により、広報紙については、次の内容ごとに1回あたりの金額がわかるように作成し、企画提案書と併せて、令和4年2月10日（金）の午後5時までに提出すること。

7 成果品納入期限及び納入場所

① 納入期限

令和4年4月28日（木）

※4月発行5月号から納入開始

② 納入場所

合志市社会福祉協議会 総合案内事務所（保健福祉センターふれあい館内）

8 支払方法

業務完了後、受注者からの正当な請求に基づき請求書受理後、30日以内に支払うものとする。

9 その他

- ① 受注者は、本業務において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- ② 成果品の作成については、発注者と受注者との協議のうえ実施するものとする。
- ③ 本仕様書並びに委託契約書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ定めるものとする。